

学校における いじめ問題への対応のポイント

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室
いじめ・自殺等対策専門官

井熊 一穂



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 いじめ防止対策推進法といじめの定義・認知
- 2 いじめへの組織的対応
- 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂
- 4 いじめの未然防止

1 いじめ防止対策推進法と いじめの定義・認知

いじめ対策のこれまでの経緯

平成24年 7月 滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある

平成25年 2月 教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための
基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

6月 **「いじめ防止対策推進法」の成立**（平成25年6月21日）

6月28日公布、9月28日施行

10月 **いじめの防止等のための基本的な方針**の策定（10月11日）
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発出し周知

平成29年 3月 **いじめの防止等のための基本的な方針**の改定
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

令和6年 8月 **いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**の改訂

いじめ対策における 国・地方公共団体・設置者・学校（教職員）・保護者の主な役割

国

- ★「いじめ防止基本方針」の策定 【法第11条】
- いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施

地方
公共団体



- ◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第12条】
- ※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第14条第1項】
- 地域の状況に応じた施策の策定・実施

学校の設置者



- ※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 【法第14条第3項】
- ★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施 【法第24条】
- いじめの防止等のために必要な措置の実施

学校・教職員



- ★「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第13条】
- ★「学校いじめ対策組織」の設置 【法第22条】
- ★いじめに対する措置 【法第23条】
- 学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処

保護者



- ◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 【法第9条第1項・第3項】
- ★児童等の保護 【法第9条第2項】
- 子の教育についての第一義的責任

★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

いじめの定義

～平成17年度

定義

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」



- 発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う
- 具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加
- 「発生件数」から「認知件数」に変更

いじめ防止対策推進法の定義（平成25年）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

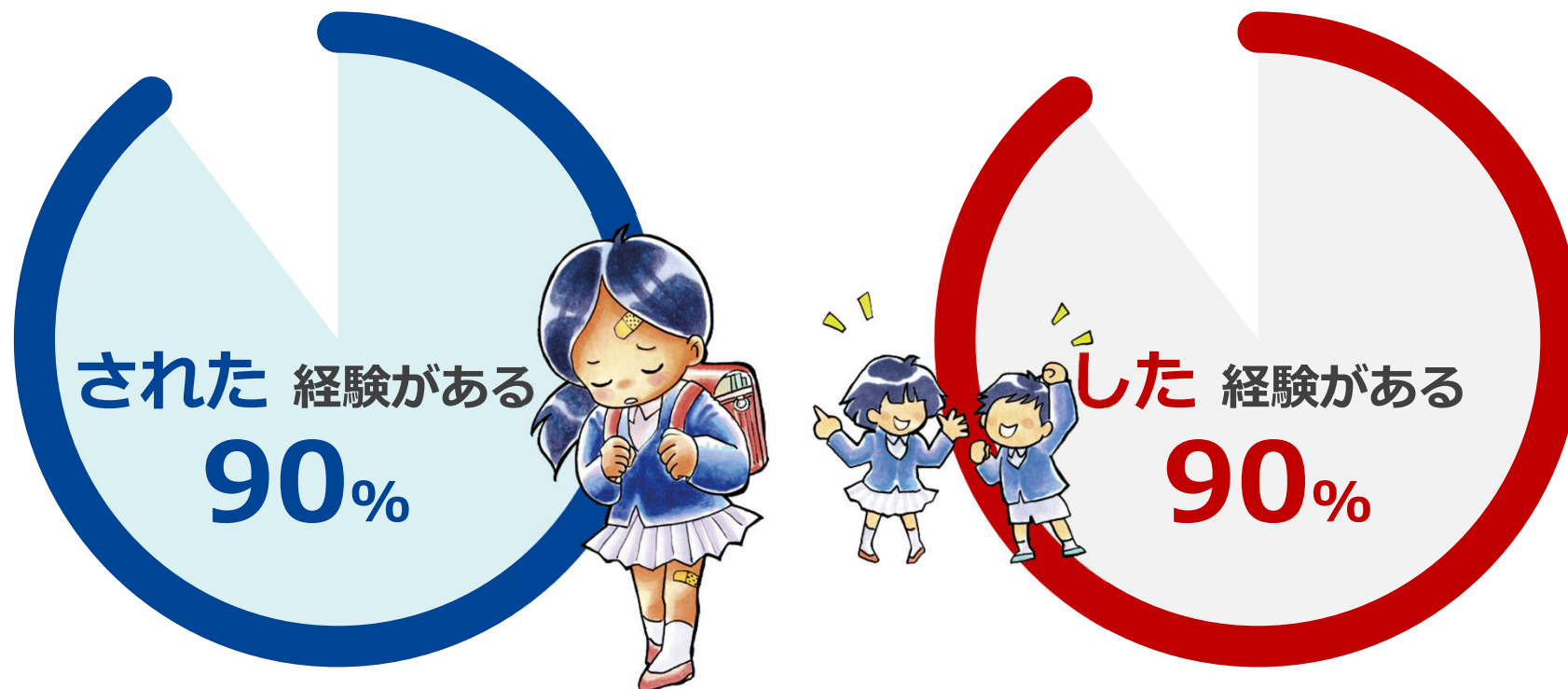
- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）
→ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」

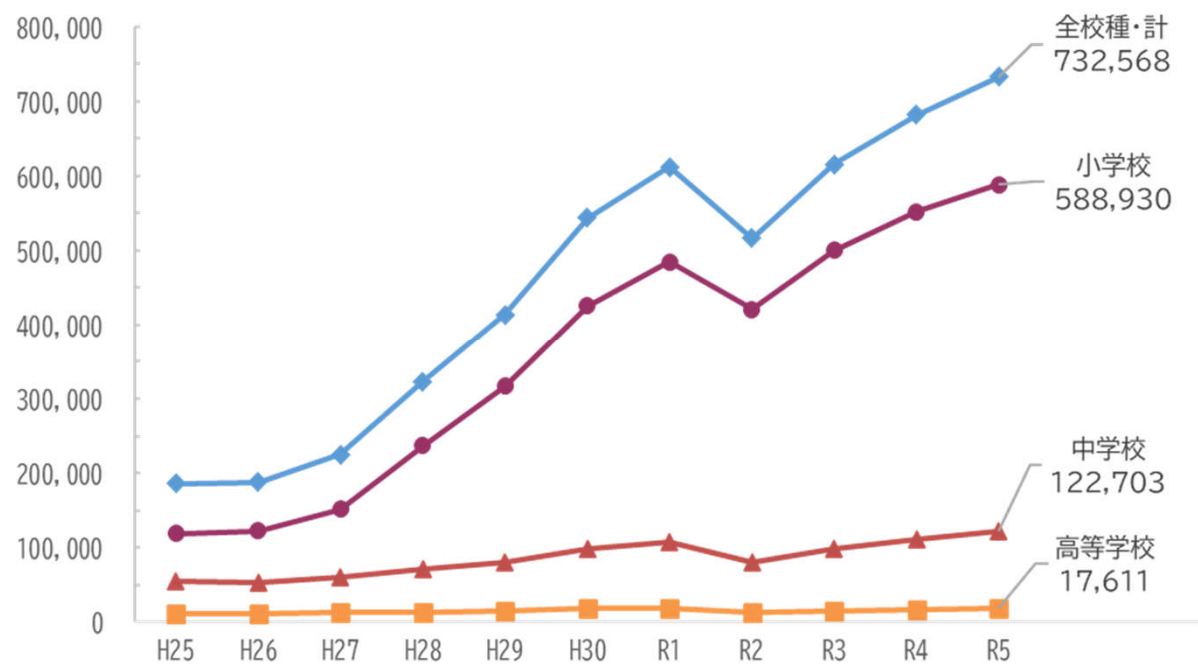


国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2016-2018
(2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より)

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

いじめの認知について

いじめの認知件数の推移 (令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)



文部科学省としては、
いじめの認知件数が多い
学校について、

「いじめを初期段階の
ものも含めて積極的に認
知し、その解消に向けた
取組のスタートラインに
立っている」

と極めて肯定的に評価
する。

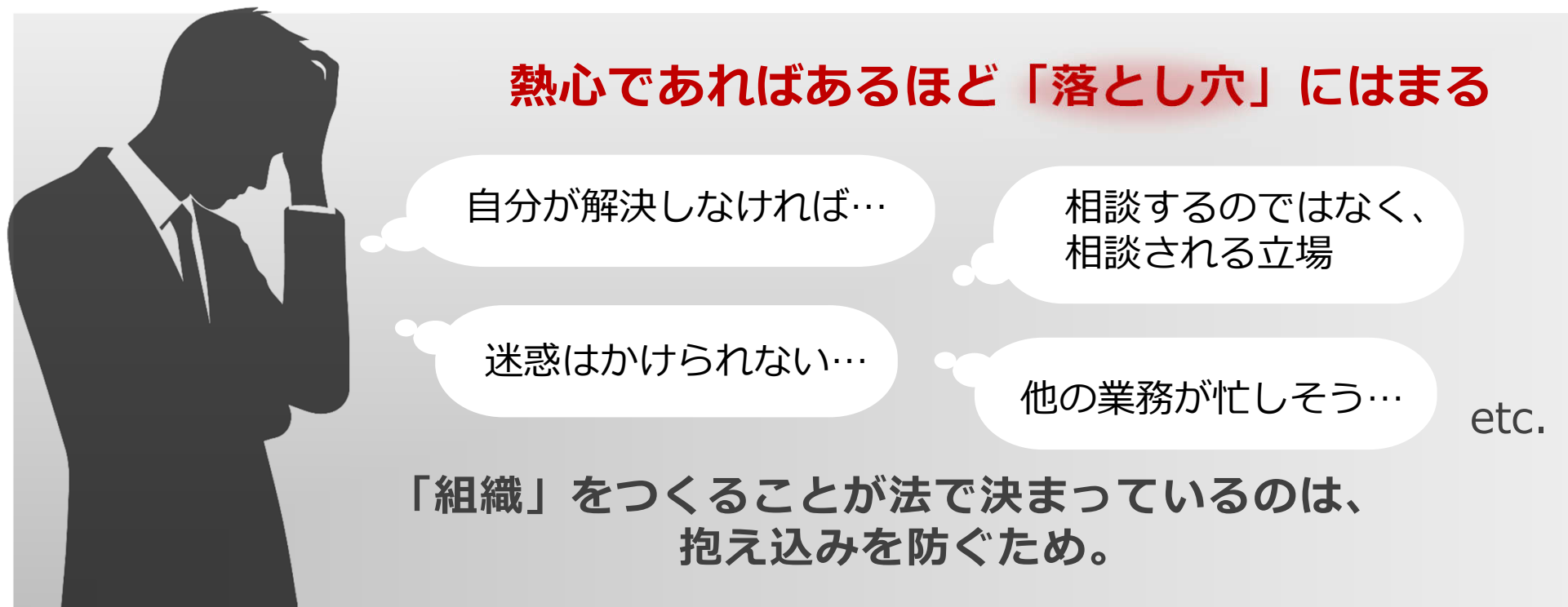
(平成27年8月17日付け児童生徒課長通知)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930
	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9	89.1	96.5
中学校	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703
	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0	34.3	38.1
高等学校	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126	14,157	15,568	17,611
	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0	4.4	4.9	5.5
特別支援学校	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263	2,695	3,032	3,324
	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	21.7	15.9	18.4	20.7	22.3
計	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568
	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9

2 いじめへの組織的対応

いじめに組織的対応を求めている背景

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。



抱え込みを防ぐためのポイント

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ② 「学校いじめ対策組織」の設置
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ対策組織」を通じた措置

① 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策 推進法

(平成25年法律第71号)

学校いじめ防止基本方針

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する**基本的な方針を定めるものとする**。



■ いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

■ 学校いじめ防止基本方針には、**いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処**（以下「事案対処」という。）**の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定める**ことが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。



■ その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、**年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）**が必要である。



① 学校いじめ防止基本方針の策定

■ いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「**早期発見・事案対処のマニュアル**」の策定等）、それを徹底するため、「**チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する**」など**といったような具体的な取組を盛り込む必要**がある。そして（中略）事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。



- 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、**学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクル**を、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

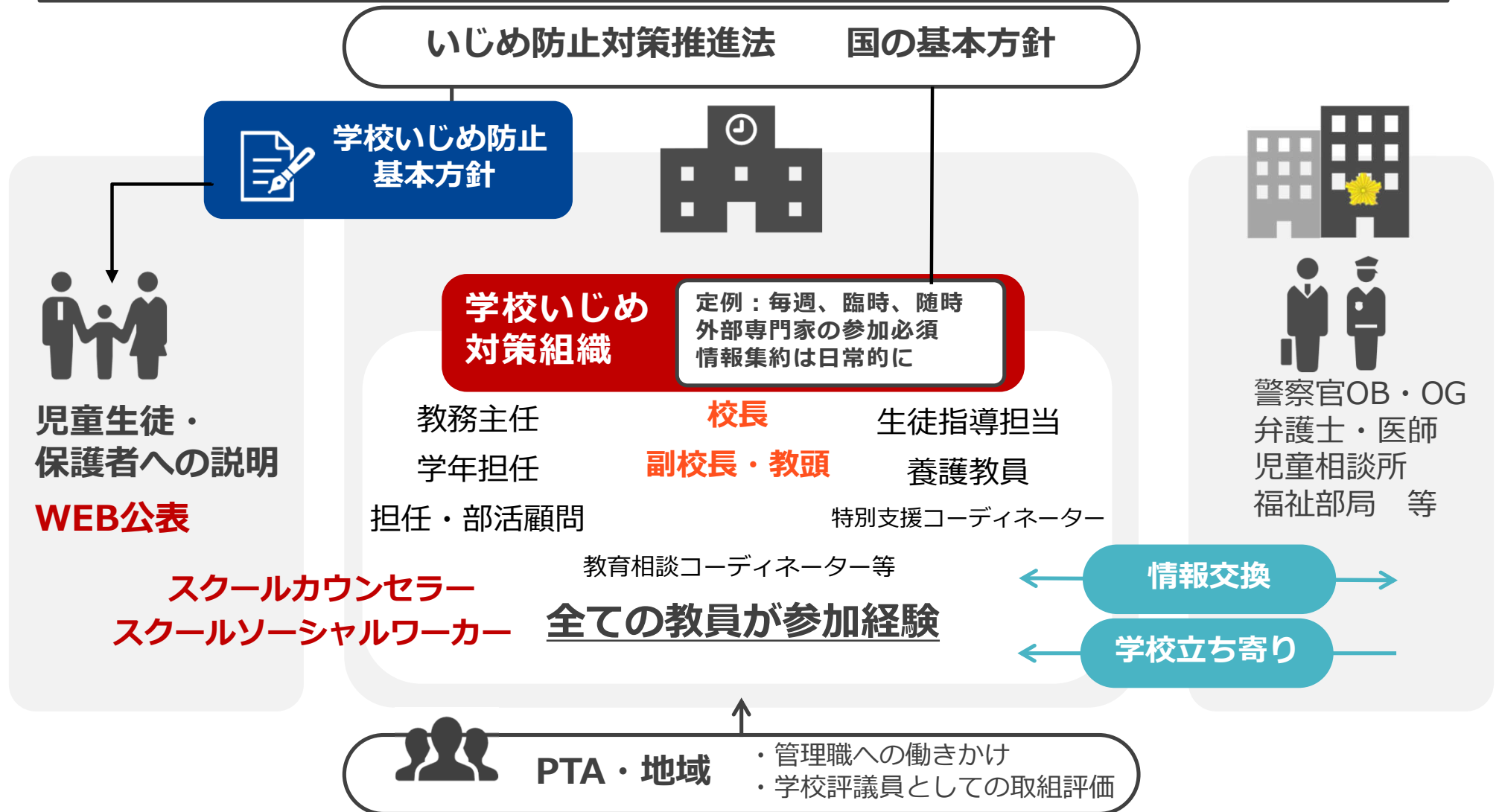


- 学校いじめ防止基本方針において、**いじめの防止等のための取組**（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）**に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価**する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。



② 「学校いじめ対策組織」の設置 ～組織的に対応する学校（イメージ）～

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



② 「学校いじめ対策組織」の設置 ～組織的ないじめ対応の流れ～

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見

① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報（アンケート結果を含む）を集約・共有

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる

② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

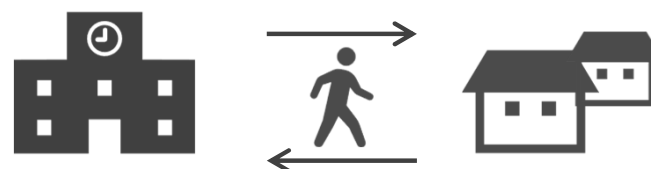
（校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画）

③-A 子供への指導・支援を行う

- **いじめられた児童生徒**にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- **いじめた児童生徒**には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む（ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる）
- **いじめを見ていた児童生徒**に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う



③ 学校における「いじめに対する措置」 （いじめ防止対策推進法第23条）

1	教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。 ▶ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠	
2	学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。 ▶ 「学校」とは、具体的には、校内の「学校いじめ対策組織」を指す。	
3	いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導 又はその保護者への助言を継続的に行う。	
4	必要に応じて加害児童生徒に対する別室指導等※を検討 ※被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置	
5	いじめに係る情報を、加害・被害児童生徒双方の保護者と共有	
6	警察と連携 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処 - 児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報	

3 いじめの重大事態の調査 に関するガイドラインの改訂

いじめの「重大事態」の関係条文（公立学校の場合）

いじめ防止対策推進法

（平成25年法律第71号）

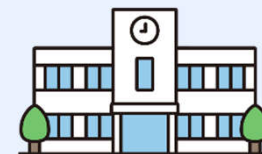
学校の設置者又はその設置する学校による対処

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「**重大事態**」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための**調査を行うものとする**。

- 一．いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二．いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2～3（略）



公立の学校に係る対処

第30条

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の**教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない**。

- 2 前項の規定による報告を受けた**地方公共団体の長**は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため**必要があると認めるときは**、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、**第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる**。

3～5（略）



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

背景

- 平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成。
- 重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。



今回の改訂により、**重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。**
円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

第2章

重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載

- 全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

第3章

学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記

- 重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

第4章

児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記

- 児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

第6章

第三者が調査すべきケースを具体化し第三者と言える者を例示

- 自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

第7章

（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順説明事項を詳細に説明

- 調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

第8章

重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化

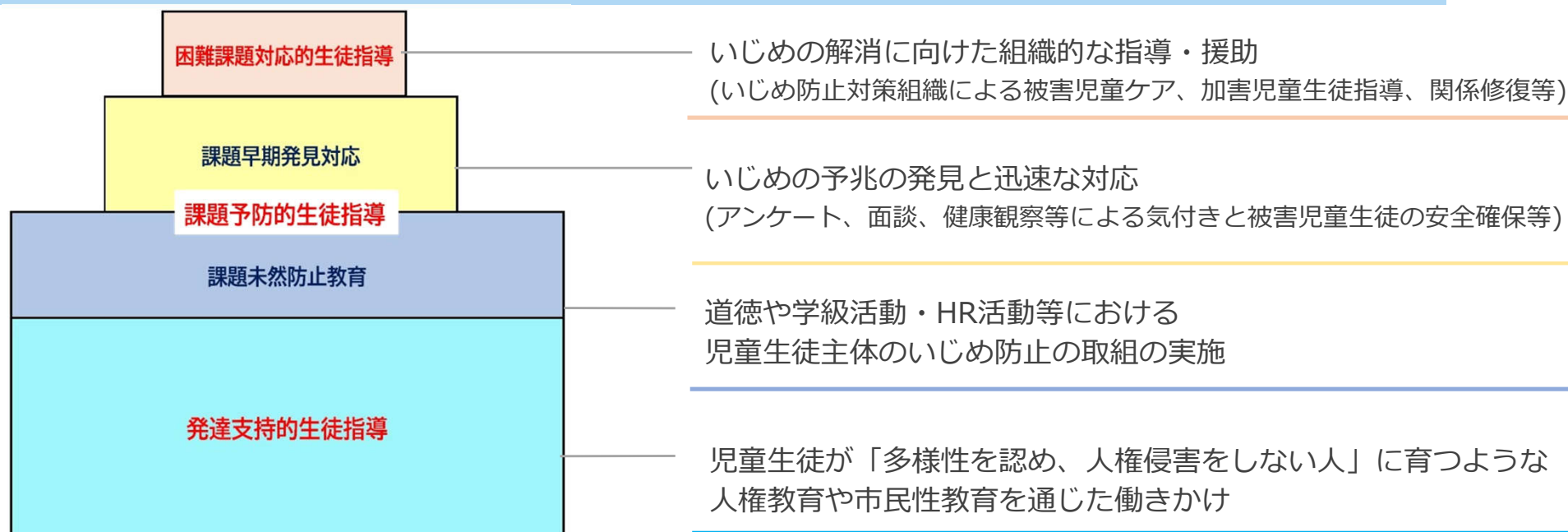
- 標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
- 調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

その他

- 調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
- 「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化
- 重大事態対応におけるチェックリストを作成

4 いじめの未然防止

いじめの未然防止 ～プロアクティブないじめ防止対策～



いじめの未然防止教育

- 頭で理解しているだけでなく、**行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるような働きかけが重要。**
- いじめを防ぐには、「傍観者」の中から**いじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れることがポイント。**
- 担任がいじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、**学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。**
- 法や自校のいじめ防止基本方針について学ぶことや、法律の専門家と連携して、**法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を身に付けることも重要。**

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- 一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す**人権教育と生徒指導は密接な関係**にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つ。
- いじめ防止の観点から、発達段階に応じた法教育を通じて、**市民性を育む教育を実施。**
 - ※ 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが大切
- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
- 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

おわりに

法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、
教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、

1

各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた
見直しと共有



2

学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ
対策組織の構築



3

事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生
徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指
導への転換



4

いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない
態度や能力を身に付けるような働きかけ



これらを行うことが求められる。